

仕様書

1 業務名

令和6年度マレーシア支援作品のオンラインロケ地マップ制作等業務

2 目的

国内外の視聴者及び観光客を対象に、佐賀県を実際に訪れたいとする且つ汎用性のあるロケ地マップを制作し情報発信を行うとともに、佐賀県の交流人口の拡大に寄与することを目的とする。

3 本業務委託の内容

(1) 令和6年度マレーシア支援作品のオンラインロケ地マップ制作等業務

ア) ロケ地情報の登録について

- ・ロケ地10ヵ所については県と協議のうえ作成すること。
- ・ロケ地情報及びマップは日本語・英語・マレーシア語の3言語対応とすること。
- ・ロケ地である10ヶ所に加え、その他の観光地等もマップに追加すること。

イ) マップの仕様について

- ・アプリではなくオンライン（Web）で閲覧でき、GPS連動のマップとすること。
- ・マップ上に表示する場所等はイラストで作成し、独自性且つ行動を促すデザインのマップにすること。
- ・マップ関連データやヒートマップ等で行動データも分析できるようにすること。
- ・実際にロケ地を訪れる際に、スタンプラリーのようなマップ上でのイベントが行える仕様とすること。

(2) 完成品の納品

- ・9月10日（火）までに納品すること。

(3) 成果品の著作権等

- ・完成品の著作権等に関しては、本県に属するものとし、その利用及び再編集等は、自由に行えるものとする。
- ・業務の成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。

4 委託業務実施体制

(1) 実施体制

- ・委託業務の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮統計を明確にすること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

- ・受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

5 本業務委託の契約期間

契約開始日から令和7年3月31日（月）まで

6 本業務委託の完了報告

委託業務完了後、直ちに業務完了報告書を提出すること。

7 本業務委託の委託料の支払

完了払

※佐賀県財務規則第79条第1条第5号（前金払により経費の削減を図ることができ、且つ、確実な履行が認められる経費）に該当する場合は、前金払・完了払。